

事列表

開示決定等の期限関係

(資料 2 ~ 5)

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
農業・食品産業技術総合研究機構	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 課題番号1792の報告書等の研究結果がわかる文書	H23.11.1	H23.12.1	H23.12.12	11	成果の帰属先である行政機関に提出している成果物に記載される開示請求の内容について、開示することについての支障の有無の確認等及び再度の特定を行ったことにより10日間程度の期間を要したため。

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
農業・食品産業技術総合研究機構	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 課題番号1792 課題名「口蹄疫を対象とした輸入検疫措置に関する研究」に関する一切の文書(試験データ類、業務日誌、勤務日誌、出張記録、メモ類等を含む全文書)	H23.12.27	H24.2.27	H24.3.14	16	試験データ等成果の帰属先である行政機関に提出している成果物に記載される開示請求の内容について、開示することについての支障の有無の確認等調整に5日間程度を要したため。 法人文書の特定のため、担当者に問い合わせを行ったが、出張等不在で、特定及び内容の審査に10日間程度を要したため。
農業・食品産業技術総合研究機構	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 課題番号1792 課題名「口蹄疫を対象とした輸入検疫措置に関する研究」にかかった費用に関する一切の文書(費用の積算根拠となるもの、納品、請求書、領収証、その他一切の文書)	H23.12.27	H24.2.27	H24.3.14	16	特定した法人文書に含まれる第三者に関する情報が50社以上、2,000枚以上に及び、照会のための送付文書の作成、照会先との調整に30日間程度を要したため。
東京工業大学	特定企業等から受け入れた寄付金申込書、奨学寄附金一覧、受託研究一覧、共同研究一覧及び学術指導申込書(平成18年度～22年度)【5件】	H23.4.25	H23.7.14	H23.7.15	1	第三者(相手先企業等)の情報が記載されているため、法5条2号イの競争上の地位やその他正当な利害を害するおそれがあるかどうかについての相手先企業等への確認に15日を要し、かつ、確認後の意見調整、検討に時間を要したため。
東京工業大学	外部資金(受託研究、共同研究)受入一覧表(平成18年度～22年度)【2件】	H23.8.10	H23.10.11	H24.1.13	94	第三者(相手先企業等)の情報が記載されているため、法5条2号イの競争上の地位やその他正当な利害を害するおそれがあるかどうかについての相手先企業等への確認に24日を要し、かつ、確認後の意見調整、検討に時間を要したため。
京都大学	平成23年8月1日(月曜日)公表の京都大学大学院医学研究科教授に対する戒告処分(本学は、大学院医学研究科教授に対し、同教授が同一分野に所属する一助教に本人が望まない転職を執拗に勧める、論文の共著者から削除する等の不適切な行為を行ったことについて、京都大学教育研究評議会の審議を経て、京都大学教職員就業規則に基づき懲戒処分を行いました。)の処分理由書、関連する文書(懲戒委員会等の議事録)	H23.8.12	H23.10.11	H23.10.14	3	不開示情報該当性について、最終判断をする際に、関係者の意見を聴取する必要が生じたため、日程調整を行ったところ、日程が合わず、期限を超過した。
京都大学	「京都大学(中央)総合研究棟(旧工学部8号館)等改修電気設備工事」の予定価格の算出内訳明細書	H23.12.13	H24.2.13	H24.3.13	29	開示請求を受け、本学の従前の審査基準により検討する一方で、公共工事に関する新たな答申が出ていたので、本学の審査基準との調整を図りつつ、昨今の状況を鑑みて更なる検討を行うこととしたため、関係者、関係部署との意見調整に多くの時間を費やすこととなった。その後、本学の審査基準を変更して、不開示情報該当性を審議・検討するのに多くの日数を費やし、期限を超過することとなったが、当該開示決定を行うのに際して、再度、不開示にした箇所を見直す必要が生じた。また、同時に、同様案件を複数受けていたため、併せて関係者・関係部署との更なる協議・検討を行うための日程調整などにも日数を要し、その後の審議・検討にも更なる時間がかかったため、期限を大幅に超過した。
京都大学	「京都大学(南部)総合研究棟(旧再生研西館)改修電気設備工事」の予定価格算出内訳明細書	H23.12.13	H24.2.13	H24.3.13	29	開示請求を受け、本学の従前の審査基準により検討する一方で、公共工事に関する新たな答申が出ていたので、本学の審査基準との調整を図りつつ、昨今の状況を鑑みて更なる検討を行うこととしたため、関係者、関係部署との意見調整に多くの時間を費やすこととなった。その後、本学の審査基準を変更して、不開示情報該当性を審議・検討するのに多くの日数を費やし、期限を超過することとなったが、当該開示決定を行うのに際して、再度、不開示にした箇所を見直す必要が生じた。また、同時に、同様案件を複数受けていたため、併せて関係者・関係部署との更なる協議・検討を行うための日程調整などにも日数を要し、その後の審議・検討にも更なる時間がかかったため、期限を大幅に超過した。

京都大学	「京都大学(南部)先端医療機器開発・臨床研究センター新営電気設備工事」の予定価格算出内訳明細書	H23.12.13	H24.2.13	H24.3.13	29	<p>開示請求を受け、本学の従前の審査基準により検討する一方で、公共工事に関する新たな答申が出ていたので、本学の審査基準との調整を図りつつ、昨今の状況を鑑みて更なる検討を行うこととしたため、関係者・関係部署との意見調整に多くの時間を費やすこととなった。その後、本学の審査基準を変更して、不開示情報該当性を審議・検討するのに多くの日数を費やし、期限を超過することとなったが、当該開示決定を行うのに際して、再度、不開示にした箇所を見直す必要が生じた。また、同時に、同様案件を複数受けていたため、併せて関係者・関係部署との更なる協議・検討を行うための日程調整などにも日数を要し、その後の審議・検討にも更なる時間がかかったため、期限を大幅に超過した。</p>
------	---	-----------	----------	----------	----	---

○期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

法人名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
東京工業大学	外部資金(受託研究, 共同研究)受入 一覧表 (平成18年度~22年度)	H23.6.9	H23.10.7	H24.1.13	98	第三者(相手先企業等)の情報が記載されているため、法5条2号イの競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあるかどうかについての相手先企業等への確認に24日を要し、かつ、確認後の意見調整、検討に時間を要したため。

○延長手続を採らなかった事案で、30日を超過しているもの(資料5)

法人名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
水資源機構	実施設計等の業務成果品	H24.2.24	H24.3.26	5	支社の情報公開担当者は一人であり、業務繁忙(組織改編に伴う庁舎引越作業等)のため
水資源機構	工事設計書	H24.2.24	H24.3.26	5	支社の情報公開担当者は一人であり、業務繁忙(組織改編に伴う庁舎引越作業等)のため
水資源機構	工事設計書	H24.2.28	H24.3.29	2	支社の情報公開担当者は一人であり、業務繁忙(組織改編に伴う庁舎引越作業等)のため
水資源機構	工事設計書	H24.2.28	H24.3.29	2	支社の情報公開担当者は一人であり、業務繁忙(組織改編に伴う庁舎引越作業等)のため

事例表

期限の特例規定適用事案関係

(資料6)

○期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料6)

法人名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
医薬品医療機器総合機構	医薬品の承認申請に係る照会事項に対する回答書	H22.10.19	H23.10.31	377	不開示情報が500箇所を超える文書であったため

事列表

異議申立て事案の処理日数関係

(資料 7 ～ 9)

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てから既に90日超を経過しているもの(資料7)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
日本年金機構	日本年金機構の全組織(本部、ブロック本部、事務センター、年金事務所)の部署・部・グループ・課各々の所在地、電話番号、ファックス番号等連絡先が記載された文書	H22.8.23	586	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)
日本年金機構	①平成22年度日本年金機構年度計画(年度計画Ⅱ-1-(2)厚生年金・健康保険適用促進)のうち、最新の計画に対する進捗度がわかるもの(機構全体分) ②上記に関連する広島東年金事務所のものの詳細がわかるもの	H22.9.22	556	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)
日本年金機構	平成22年6月14日付特定事務所長より特定個人あての文書発送の経緯がわかるもの	H22.9.22	556	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)
日本年金機構	年機構発第6号(平成22年7月29日付)の行動計画において計画に対する進捗が悪いものについて、担当職場に対する指導内容がわかるもの(21年度実績に対しての指導内容)	H22.9.22	556	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)
郵便事業株式会社	世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域が分かる資料の一部開示決定に関する件	H18.8.3	2,067	事実関係を確認するために大量の対象文書(約2,000枚)を精査する必要があったため。

○今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したもの(資料8)

法人名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
農業・食品産業技術総合研究機構	平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」委託事業実績報告書等の一部開示決定に関する件	H23.9.30	H23.12.5	66	行政不服審査法に基づく決定書の様式について照会により3日間程度を要し、決定書の内容について、同様の答申が示された行政機関との調整を行ったところ、3日間程度を要したため。
日本中央競馬会	日本中央競馬会において特定日に特定番号で受け付けた法人文書開示請求に対する不開示決定に関する件	H23.11.14	H24.1.25	72	平成23年9月15日に審査会に諮問書が受理され即日、申立人にその旨架電。その際、申立人が口頭意見陳述の機会を要求、日時を平成24年1月18日と指定し譲らなかったため。

○調査日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日超を経過しているもの(資料9)

法人名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に決定ができなかった特段の事情
国立高等専門学校機構	特定高等専門学校入学試験委員会の議事概要等の一部開示決定に関する件	H23.4.1	365	入学試験に係る案件のため、慎重な判断を必要としている事に加え、情報公開担当課の業務が著しく多忙であったため、文書を保有する学校との調整等、事務処理が遅延したため。
国立長寿医療研究センター	臨床計部門への民間等からの委託研究に係る委託者等が分かる文書の不開示決定に関する件	H23.11.16	136	当該開示請求は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に定められた6つのナショナルセンター(以下「NC」という。)に同時に開示請求があり、GNC全てが開示としたものに対し、6NC全てに対しての異議申立てがあったものである。当センターについては異議申立てに対する答申を受けているが、他のNCについては諮問中であるところもあり、GNCがそれぞれ個別に対応すると今後の対応に混乱を招く恐れがあることから、他のNCが答申を受けるまで待機しているところである。
筑波大学	本学特定教員の兼業に係る届出書、承認書及び勤務時間内外を記した文書(すべて)	H23.12.15	107	異議申立人は当該特定教員がホームページ上に兼業先を公開していると主張していたため、答申を受けて決定するに当たり、改めて大学公式ホームページと同ホームページとリンクして公開している特定教員のホームページのプロフィール等の記載のあり方について検討を行ったため。